

令和4・5年度 和泉市入札参加資格審査申請の受付に係る質疑回答集

(令和4年1月14日 改訂)

- 入札参加資格について（共通） No.1～7
- 入札参加資格について（建設工事） No.1～3
- 入札参加資格申請の提出書類（共通） No.1～4 5
- 入札参加資格申請書類（建設工事） No.1～1 2
- 入札参加資格申請書類（コンサル） No.1～2
- 入札参加資格申請書類（物品・役務他） No.1～4
- その他 No.1～8
- 変更又は期間外の申請 No.1～3

■ 入札参加資格について（共通）

No.	Q	A
1	現在、登録しているため継続申請となりますが、今回の新規申請を行う必要がありますか。更新申請はありますか。	和泉市では有効期間ごとに申請を必要としています。従って、令和2・3年度の入札参加資格を有する者であっても、令和4・5年度の入札参加資格を希望する場合は今回の申請を行ってください。
2	指名停止期間中でも今回の申請はできますか。	申請できます。ただし、指名停止措置の内容は、指名停止期間満了まで継続します。
3	事業を開始して期間が短い（2年未満の）者でも申請、登録は可能ですか。	登録はできません。申請日時点において、2年以上その事業を営んでいることが必要です。 また、市内業者又は準市内業者で登録する場合は、本市の市税の納税義務を2年以上果たしていることも必要です。
4	市外業者として登録しており、和泉市内に支店等があります。和泉市内では開業して2年未満ですが、準市内業者として申請は可能ですか。	準市内業者としては登録できません。 申請日時点において、支店等で2年以上その事業を営んでいること、本市の市税の納税義務を2年以上果たしていることが必要です。 市外業者として登録願います。
5	市外業者として登録し、有効期間中に準市内業者としての条件が満たされた場合、登録切替は可能ですか。	準市内業者の登録は随時受け付けていますので、有効期間中の切替は可能です。
6	2年以上の営業実績について、個人事業者から法人化しました。個人と法人の期間は通算でいいですか。	通算で申請可能です。その場合、各様式の創業日や営業年数などは、個人事業者のときからのものとしてください。また、法人化したことが分かるように記載してください。

No.	Q	A
7	令和4年5月31日までの間で、現在登録している令和2・3年度の会社情報（代表者、所在地等）を変更する予定です。今回（令和4・5年度）の申請で変更後の会社情報で申請すれば、令和2・3年度の会社情報も変更されますか。	令和4・5年度の入札参加資格申請時に、変更後の会社情報で申請されても令和2・3年度の会社情報は変更されません。 今回の申請は、有効期間である令和4年6月1日から適用されるものです。そのため令和2・3年度の会社情報に変更が生じる場合には、別途変更届及び必要書類の提出が必要です。

■ 入札参加資格について（建設工事）

No.	Q	A
1	建設工事において、和泉市と契約する支店等（受任者）は任意でいいですか。	建設業法上の「営業所」に該当していることが必要です（専任技術者の配置が必要となるとともに、許可行政庁に届けている支店等であること）。また、和泉市内の支店等で登録する場合は、申請日時点において、支店等で2年以上その事業を営んでいること、本市の市税の納税義務を2年分以上果たしていることもあわせて必要です。
2	建設工事の申請で経営事項審査の総合評点値(P点)は必要ですか。	必要です。 なお、市外業者が希望業種を「土木一式」「建築一式」で申請する場合は、P点が1,000点以上であることが必要です。
3	建設工事の登録で、経営事項審査結果通知書の完成工事高が「0」の業種を希望業種として申請できますか。	経営事項審査結果通知書において、希望業種の総合評定値(P点)に点数があれば、完成工事高が0でも申請可能です。

■ 入札参加資格申請の提出書類（共通）

No.	Q	A
1	提出書類の提出先はどこですか。	<p>今回の入札参加資格の受付方法はすべて郵送受付のみです。</p> <p>次のあて先に提出してください。</p> <p>〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市役所 総務部 契約検査室 入札参加資格審査申請係</p>
2	提出書類の郵送方法に指定はありますか。	<p>郵送方法は、追跡サービスが利用でき、手渡しの配達方法である、一般書留・簡易書留・レターパックプラス（赤色）のいずれかとしてください。</p>
3	<p>複数業種を申請する場合、申請書類は1つの封筒にまとめて提出していいですか。それとも業種ごとに封筒を分けて提出が必要ですか。</p> <p>例えば、建設工事と役務提供他の2つの業種の場合は、2つの封筒に分けなければいけませんか。</p>	<p>複数業種（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品供給・役務提供他）で申請する場合、各申請書類は1つの封筒にまとめて提出してください。</p> <p>例のケースであれば、工事と役務提供他の2つの業種のため、フラットファイルはそれぞれ必要ですが、封筒は1つの封筒にまとめて送付をお願いします。</p> <p>ただし、受領書返信用封筒は業種ごとに同封してください。例のケースであれば、受領書返信用封筒は、工事で1通、役務提供他で1通が必要です。</p>
4	「物品供給」と「役務提供他」の両方を申請する場合、フラットファイルは分けて提出するのでしょうか。	<p>フラットファイルひとつに綴って提出してください。</p> <p>なお、業者カードは「物品供給」と「役務提供他」それぞれ提出が必要です。</p>
5	「入札参加資格審査申請書兼誓約書」の申請者欄は、受任者を設ける場合、本店（本社）の内容を記入すればいいですか。それとも受任者である支店等の内容を記入すればいいですか。	<p>受任者を設けた場合でも、委任者である本店（本社）の内容を記入してください。</p>
6	決算報告書について、決算期を変更したため、直近の決算期間が12ヶ月に足りません。添付する書類はどうすればいいですか。	<p>決算報告書は、最低12ヶ月分の確認ができるものを提出してください。</p> <p>この場合、決算期の変更前のものと、変更後のものとを足して12か月分が確認できるよう、2期間分の書類を提出してください。</p>

No.	Q	A
7	<p>測量・建設コンサルタント等で申請予定です。</p> <p>決算報告書一式の写しは、貸借対照表と損益計算書の写しでいいですか。</p>	問題ありません。
8	<p>印鑑証明書は、いつ発行のものが有効ですか。</p>	発行日が申請日より3ヶ月以内のものが有効です。
9	<p>印鑑証明書は、原本である必要がありますか。</p>	印影が明瞭なものであれば、写しで問題ありません。
10	<p>商業登記簿謄本（登記事項証明書）は、どこで交付できますか。</p>	所管の法務局に確認ください。
11	<p>商業登記簿謄本（登記事項証明書）は、いつ発行のものが有効ですか。</p>	発行日が申請日より3ヶ月以内のものが有効です。
12	<p>商業登記簿謄本（登記事項証明書）の内容は何が必要ですか。</p>	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書です。
13	<p>商業登記簿謄本（登記事項証明書）は、原本である必要がありますか。</p>	鮮明なものであれば、写しで問題ありません。
14	<p>国税の納税証明書は、どこで交付できますか。</p>	所管の税務署に確認ください。
15	<p>国税の納税証明書は、いつ発行のものが有効ですか。</p>	発行日が申請日より3ヶ月以内のものが有効です。
16	<p>国税の納税証明書は、原本である必要がありますか。</p>	鮮明なものであれば、写しで問題ありません。
17	<p>国税の納税証明は完納証明でいいですか。</p>	（法人の場合）納税証明書「その3の3」、（個人の場合）納税証明書「その3の2」で未納税額のない証明書を提出してください。
18	<p>国税の納税証明書について、現在税金を分割納付しています。今回、入札参加資格の申請は可能ですか。</p>	<p>分割納付でも申請は可能です。内容（完納までの期間）により、条件付きで申請を受付する場合がありますので、分割納付していることが確認できる書類を添付してください。</p> <p>なお、分割納付完了後、納税証明書の提出があってから登録が有効となります。</p>
19	<p>国税の納税証明書について、本店（本社）、支店等のいずれについても納税義務がある場合はどちらの証明書を提出すればいいですか。</p>	和泉市との契約先（業者カードの登録先）を本店（本社）とする場合は本店（本社）の証明書を、支店等とする場合は支店等の証明書を提出してください。
20	<p>国税の納付の領収書を提出書類とすることができますか。</p>	できません。必ず指定の証明書の提出をお願いします。

No.	Q	A
2 1	市内業者ですが、市税の納税証明の提出は不要となったのですか。	令和4・5年度の入札参加資格審査申請では、誓約方式に変更します。 なお、納税状況の確認は税務担当と連携して実施します。（誓約内容に虚偽があれば登録取消等、厳格に対処します。）
2 2	納税状況等誓約書兼確認同意書は、市外業者（和泉市内に本店（本社）、支店等を持たない者）でも提出する必要がありますか。	市外業者については、提出する必要はありません。
2 3	市税の納税状況について、2年（24ヶ月）分に足りていませんが、2期分あるため市内・準市内業者として申請（誓約）できますか。	市内・準市内業者の入札参加資格の要件には、申請日時点において2年以上その事業を営んでいる者であること、和泉市の市税の納税義務を直近2年分以上果たしていること等があります。 そのため、例のような場合は、申請することはできません。
2 4	市税の納税状況ですが、現在分割納付しています。今回、入札参加資格の申請は可能ですか。	分割納付でも申請は可能です。 内容（完納までの期間）により、条件付きで申請を受付する場合がありますので、分割納付していることが確認できる書類（分納誓約書、分納計画書等）を添付してください。 なお、分割納付完了後、納税証明書の提出があってから登録が有効となります。 納税担当に提出した「分納誓約書」及び「分納計画書」の写しを提出してください。
2 5	法人の場合で、和泉市内の支店等を受任者とするときは、和泉市の法人市民税等の納税を条件としますか。	そのとおりです。申請日時点で市税の納税義務を2年以上果たしていることが条件です。
2 6	準市内業者で申請予定ですが、納税状況等誓約書兼確認同意書の申請者欄は本店（本社）の内容か、支店の内容のいずれを記入すればいいですか。	本店（本社）の所在地、商号又は名称等を記入してください。

No.	Q	A
27	<p>個人事業者の場合で、和泉市で開業しているが、他市に居住している（住民票がある）場合、納税状況等誓約書兼確認同意書はどのように記載すればいいですか。</p>	<p>市内・準市内業者の入札参加資格の要件に、和泉市の市税の納税義務を直近2年以上果たしていることがあります。</p> <p>和泉市で開業し、他市に住まいがある個人事業者の場合、和泉市へ個人事業者開業届出書の提出をしており、直近2年以上の納税義務を果たしておれば申請が可能です。</p> <p>なお、納税状況等誓約書兼同意書には、和泉市の事業所所在地等を記載してください。</p>
28	<p>赤字のため、納付すべき税額が0円の場合でも、入札参加資格の申請は可能ですか。</p> <p>また、その場合、納税状況等誓約書兼確認同意書の提出は必要ですか。</p>	<p>申請は可能です。</p> <p>国税に関しては、納付額が無い場合も未納額のない納税証明書を提出してください。</p> <p>市税は、赤字で申告して非課税の場合でも納税義務を果たしているとみなします。非課税期間も合算して直近2年以上の納税義務を果たしている場合、納税状況等誓約書兼確認同意書で「本書申請日時点において、市税の納税義務を直近2年以上果たしています。」にチェックしてください。</p> <p>なお、納税状況の確認を税務担当と連携して実施しますので、納税状況等誓約書兼確認同意書を提出してください。</p>
29	<p>委任状はどのようなときに必要ですか。</p>	<p>本店（本社）が、和泉市との契約締結等の権限を支店等に委任する場合に必要です。</p> <p>例えば、東京都にある本店（本社）の代表者が、大阪支店の支店長に入札や契約等の権限を受任させる場合が該当します。</p>
30	<p>委任状の委任者と受任者はどういう内容を書けばいいですか。</p>	<p>入札参加資格申請における委任状では、委任者欄を本店（本社）の情報及び実印、受任者欄を支店等の情報及び使用印を記入、押印してください。</p> <p>実印は、印鑑証明書と同一のもの、使用印は、業者カードの使用印と同一のものに限ります。</p>
31	<p>委任状の受任者欄にある使用印は、社印でもいいですか。</p>	<p>社印は不可です。</p> <p>使用印は、受任者の代表者の役職名等が表示された印が必要です。</p> <p>また、業者カードの使用印と同一のものに限ります。</p>

No.	Q	A
32	ISO認証取得、プライバシーマーク等に関する登録証の写しはどのようにときに必要ですか。	業者カードに「ISO認証取得、プライバシーマーク等」に関して記載をした場合に、それらを証明するために各登録証の写しが必要です。
33	ISO認証取得、プライバシーマーク等の更新手続き中で、受付期間内に更新後の登録証を添付しての提出ができません。どうすればいいですか。	受付時に、更新手続き中であることがわかる書類（行政庁の受付印押印済の書類等）を添付して提出してください。 許認可等がおりれば、すみやかに更新後の許認可等を提出してください。
34	暴力団排除に関する誓約書の記入欄は、受任者を設ける場合では、本店（本社）の内容を記入すればいいですか。それとも受任者である支店等の内容を記入すればいいですか。	本店（本社）の内容で記載してください。
35	受領書返送用封筒には、どのような内容を記載すればいいですか。	申請者の郵便番号、所在地、商号・名称です。 受付完了後に、受領書を返送する際に使用します。
36	受領書返送用封筒は、複数業種を申請する場合はそれぞれの数が必要ですか。それともまとめて1通ですか。 例えば、建設工事と役務提供の2つを申請する場合は何通必要ですか。	業種ごとに受付確認事務のタイミングが異なるため、返送用封筒は申請業種ごとに用意してください。例の場合は計2通必要です。 なお、「物品供給」「役務提供他」の2つの場合は、1通で結構です。
37	業者カードに記載する内容は、受任者を設ける場合では、本店（本社）の内容を記入すればいいですか。それとも受任者である支店等の内容を記入すればいいですか。	和泉市との契約先（登録先）を記入していただく必要があります。 そのため、受任者を設ける場合は、受任者（支店等）の内容を記入してください。使用印、実印ともに押印が必要です。 なお、実印は印鑑証明書と同一のものに限ります。
38	業者カードについて、使用印と実印の欄があります。使用印、実印ともに押印が必要ですか。	実印、使用印ともに押印は必須です。 使用印は、入札書や契約書等に使用する印鑑の登録ですので必ず押印してください。
39	業者カードの使用印と実印の欄ですが、受任者を設ける場合でも実印の押印が必要ですか。	実印の押印は必須です。 使用印も、受任者が入札書や契約書等に使用する印鑑の登録ですので必ず押印してください。

No.	Q	A
4 0	業者カードの使用印欄について、使用印は社印でもいいですか。	社印は不可です。 使用印は、受任者の代表者の役職名等が表示された印が必要です。 そのため、上の要件を満たしていない社印は、使用印として認めません。
4 1	業者カードの使用印と実印の欄ですが、実印と使用印が同じ場合、どちらかだけに押印すればいいですか。	実印と使用印の両方とも押印が必須です。 実印と使用印が同じ場合も、両方に押印してください。
4 2	複数の業種での登録を考えています。その場合、業者カードはそれぞれ必要ですか。	業者カードは登録を希望する業種ごとに必要です。 また、市内、準市内、市外用とありますのでお間違えのないよう注意をお願いします。
4 3	F A Xが無い場合は、F A X番号の記入はしなくてもいいですか。	F A Xで入札に係る指名通知等を行っているため、F A X番号は必ず記入してください。
4 4	建設工事での申請を考えています。建設工事案件の入札は電子入札となるようですが、F A X番号の記入は必要ですか。	建設工事案件において電子入札でない場合（一般競争入札等）もあること、及び電子入札の場合でも、F A Xで質疑等の連絡を行うことがあるため、建設工事の申請においても、F A X番号は必ず記入してください。
4 5	口座振込登録依頼書〔兼 債権者登録（1/14追記）〕の口座名義人のフリガナ欄のマス目が足りないのですが、どうすればいいですか。	フリガナ欄のマス目が足りない場合は、欄外にはみ出してフリガナを記入してください。

#### ■ 入札参加資格申請書類（建設工事）

No.	Q	A
1	工事経歴書について、経営事項審査に添付したものを利用可となっておりますが、直近の分が記載されていない場合、どうすればいいですか。	経営事項審査に添付したものは利用可能ですが、直近分の記載がない場合は、直近分を本市様式または類似様式にて追加し、提出してください。なお、全ての工事を記載する必要はありません。
2	現在、許認可等の更新手続き中で、受付期間中に更新後の許認可等を提出できません。どうすればいいですか。	受付時に、更新手続き中であることがわかる書類（行政庁の受付印押印済）を添付してください。許認可等がおりれば、すみやかに更新後の許認可等を提出してください。
3	市外業者です。事務所等の写真の添付は必要ですか。	市外業者は不要です。



No.	Q	A
4	<p>建設業退職金事業共済の証明について、下記のような場合はどうすればいいですか。</p> <p>①購入実績が無く出せない場合</p> <p>②退職金制度がある社員のみで施工する業種であるため、加入していない場合</p> <p>③現在、手続き中である場合</p>	<p>①の場合は、加入証書のコピーを添付してください。</p> <p>②・③の場合は、理由書を提出してください。</p> <p>※建設業退職金事業共済は、臨時的な雇用労働者のみを対象とした退職金共済ではなく、他の退職金制度に該当しない建設業にかかわる労働者も対象としています。</p>
5	<p>技術職員名簿（市内・準市内業者用）に記載する技術者に条件はありますか。</p>	<p>希望工種に係る有資格者で、直接的で恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係にある技術者です。</p>
6	<p>技術職員名簿（市内・準市内業者用）について、経営事項審査の人数よりも技術者名簿・業者カードの技術者の人数が多くなっています。どうしたらいいですか。</p>	<p>希望工種に係る有資格者で、直接的で恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係にある技術者であれば、必ずしも経営事項審査の技術者である必要はありません。</p>
7	<p>技術職員名簿（市内・準市内業者用）について、直接的で恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係の確認資料とは何を提出すればいいですか。</p>	<p>以下のいずれかを技術者ごとに提出してください。確認できない場合は登録できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監理技術者資格証</li> <li>・健康保険被保険者証(国保、後期高齢は不可)</li> <li>・健康保険、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</li> <li>・住民税特別徴収税額の通知書（変更通知書） ＋3ヶ月分の給与明細（当該書類の提出が困難な場合、大阪府経営事項審査申請において認められる書類でも可）</li> </ul> <p>※詳細は、別紙「技術者登録における技術者確認資料について」参照</p>
8	<p>技術者登録における雇用確認書類の提出が必要なのは、「代表者を除く全ての技術者」とされていますが、代表者を技術者として登録する場合、雇用確認書類の提出は不要ですか。</p>	<p>個人事業者の代表者の場合、お示した確認書類の提出が困難であることが想定されるため、「代表者を除く全ての技術者」としています。</p> <p>提出が可能な場合は、代表者も雇用確認書類を提出してください。</p>
9	<p>準市内業者として申請予定ですが、登録できる技術者に制限はありますか。</p>	<p>本店（本社）等で直接的で恒常的雇用（3ヶ月以上）があり、かつ、和泉市内にある支店等に配置されており、（■入札参加資格申請書類（工事）A7）を満たすことが必要です。</p>

No.	Q	A
10	最近雇用を始めた技術者が、申請日時点では3ヶ月経過していませんが、令和4年4月の時点では3ヶ月経過する見込みです。この場合は、技術者登録の申請はできますか。	申請日時点で3ヶ月経過している必要があるため、当初は当該技術者の申請はできません。 3ヶ月経過後に変更届を提出してください。 令和2・3年度分でも追加する場合は、両方の変更届が必要です。
11	No24「建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業加入証明書」、No27「労働災害防止団体にに基づき設立された団体（建設業労働災害防止協会等）への加入証明書」について、他の証明書と異なり、「申請日から3ヶ月以内」との記載がありませんが、3ヶ月以上前の証明書でもいいですか。	「申請日から3ヶ月以内」との記載はありませんが、両証明書についても、申請日から3ヶ月以内の証明書を提出してください。
12	No12「建設業許可証明書」について、他の証明書と異なり、「申請日から3ヶ月以内」との記載がありませんが、3ヶ月以上前の証明書でもいいですか。	「申請日から3ヶ月以内」との記載はありませんが、申請日から3ヶ月以内の証明書を提出してください。 なお、建設業許可証明書ではなく、建設業許可通知書の写しでも問題ありません。

#### ■ 入札参加資格申請書類（コンサル）

No.	Q	A
1	申請については、支店等に委任を予定しています。 申請様式等で業務実績高や技術者名簿などを記載する際の範囲はどのようになりますか。	会社全体の実績等を記載してください。 ただし、申請する業務に関連の無い事業も営んでいる場合は、除外して記載願います。
2	申請様式の業務実績高について、統一様式では税抜金額を記載しますが、税込金額の記載が必要ですか。	税込金額を記載願います。

#### ■ 入札参加資格申請書類（物品・役務他）

No.	Q	A
1	免許・許可・認可・届出等の証明書は、どういうときに添付が必要ですか。	物品供給「大分類 19 看板」、役務提供他「大分類 52 車両修理・点検」等で登録をする場合、証明書の添付が必要です。 また、No.15 の業者カード裏面の「免許・許可・認可・届出等」に記入がある場合に、それらを証する書類の添付が必要です。

No	Q	A
2	更新手続き中で、受付期間内に更新後の免許・許可・認可・届出等の証明書を添付しての提出ができません。どうすればいいですか。	受付時に、更新手続き中であることがわかる書類（行政庁の受付印押印済の書類等）を添付してください。 許認可等がおりれば、すみやかに更新後の許認可等を提出してください。
3 (1/14 追記)	代理店・特約店等の証明書は、どういうときに添付が必要ですか。	業者カード裏面の「代理店・特約店契約等・・・」に記入がある場合に、それらの証明書（写し可）の添付が必要です。 ただし、代理店・特約店等であっても証明書等が無い場合は、添付が無くとも可とします。
4	更新手続き中で、受付期間内に更新後の代理店・特約店等の証明書を添付しての提出ができません。どうすればいいですか。	受付時に、更新手続き中であることがわかる書類（行政庁の受付印押印済の書類等）を添付してください。 許認可等がおりれば、すみやかに更新後の許認可等を提出してください。

#### ■ その他

No	Q	A
1	会社の営業年数の起点はいつですか。	法人の場合は、登記上の設立年月日です。個人の場合は、実際に営業を開始した日になります。
2	個人事業者から法人化した場合に、2年間の営業を証明する書類として何を提出すればいいですか。	（登録期間中の場合） 法人設立届出書及び個人事業廃止届の写し等を提出してください。なお、申請業種により追加資料が必要な場合がありますので、事前に相談してください。 （新規申請の場合） 市内業者又は準市内業者で申請する場合は、上記のほか、市税の納税状況等誓約書の提出も必要です。
3	入札参加資格申請の審査状況は、ホームページで確認できますか。	ホームページでは確認できません。また、審査状況に関する個別のお問い合わせは、審査の手続きに遅れが生じるためご遠慮ください。 郵送受領後に、申請書類の審査が完了次第、業者カードの申請者あてに受領書を送付します（申請状況により2ヶ月程度を要する場合があります）。

No	Q	A
4	入札参加資格申請書が届いているか確認したいのですが、どうすればいいですか。	郵便局の郵便追跡サービスで、配達状況を確認することができます。  <a href="https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/">https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/</a>
5	入札参加資格の登録は、ホームページで確認できますか。	市内業者・準市内業者のうち、建設工事のみ令和4年5月中旬ごろにホームページで公表する予定です。 市内業者の建設工事以外の登録状況は、令和4年5月中旬以降に和泉市役所内の市政情報コーナーで閲覧可能となる予定です。
6	入札参加資格申請にあたって委任状を提出し、受任者を設定しています。入札時に複代理人を立てての委任はできますか。	委任状の権限事項に「複代理人の選任について」があるため、可能です。
7	入札参加資格申請について、不備通知が届きました。不備内容を修正したものは、どこに送付すればいいですか。	次のあて先に「(再) 入札参加資格申請」と封筒に朱書きのうえ必要書類を提出してください。 〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市役所 総務部 契約検査室 入札参加資格審査申請係
8	入札参加資格申請に不備がないか知りたいのですが、どうすればいいですか。	内容に不備があれば、市から連絡をします。 申請書類の審査が完了できしだい、受領書を送付します（申請状況により2ヶ月程度を要する場合があります）。

#### ■ 変更又は期間外の申請

No	Q	A
1	入札参加資格申請について、受付期間を過ぎてからでも申請は可能ですか。	市内・準市内業者に限り、申請の受付は可能です。ただし、申請受付日から3ヶ月間の待機期間を設けています。また、その場合でも有効期間は令和6年5月31日までです。

No	Q	A
2	<p>申請書を提出した後で、変更が生じた場合はどうすればいいですか。</p>	<p>今回の令和4・5年度の入札参加資格の申請情報（所在地や代表者職氏名等）が、提出以降に変更が生じた場合、変更届及び必要書類を提出してください。</p> <p>ただし、有効期間中に次の①、②は変更できません。</p> <p>①建設工事、測量・建設コンサルタント等については、業者カードにある「希望業種」の変更はできません。</p> <p>②物品・役務他については、業者カードにある「希望種目」大分類の変更はできません（小分類のみ追加、変更は可能です）。</p> <p>なお、前回の令和2・3年度の入札参加資格の情報もあわせて変更する必要がある場合は、令和2・3年度分及び令和4・5年度分の変更届並びに必要書類をそれぞれで提出してください。</p> <p>変更届の様式等は、本市ホームページに掲載しています。本市独自の様式でのみ受付可能としているものもあるので、ホームページ内の契約検査室の「変更届について」を必ずご確認ください。</p>
3	<p>令和4年4月1日から、会社情報（代表者、所在地等）が変更になる予定です。</p> <p>その場合、どのように申請すればいいですか。</p>	<p>申請書等は、申請日時点での会社情報を記入してください。</p> <p>令和4年4月1日以降、変更届と変更に伴う必要な書類（登記簿謄本、印鑑証明書等）が揃った時点で速やかに提出してください。変更後の届出をもって、会社情報（登録先）の変更手続きを行います。</p> <p>なお、受付完了日から、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。</p> <p><b>【変更届提出先】</b>  〒594-8501  大阪府和泉市府中町二丁目7番5号  和泉市役所 総務部 契約検査室 あて  “令和●・●年度 入札参加資格変更届在中”  と封筒に朱書きをお願いします。</p>